

平成17年、労働組合員数は減少し、推定組織率は過去最低の19.4%となった。
 春季賃上げ・夏季一時金・年末一時金ともプラスとなった。
 労働相談件数は、前年度比約5%減少したものの、8年連続で1万件を超えている。

1 労働組合の組織状況

我が国の労働組合について、厚生労働省の労働組合基礎調査報告によると、平成17年6月30日現在、全国の労働組合数は6万1,178組合（単位組合）、労働組合員数は1,013万8千人であり、前年に比べて、組合数が1,627組合（2.6%）の減少、組合員数は17万1千人（1.7%）の減少となっている。

また、推定組織率（雇用者数に占める労働組合員数の割合）は18.7%となり、前年の19.2%に比べ0.5ポイント低下し、戦後最低を更新する結果となった。

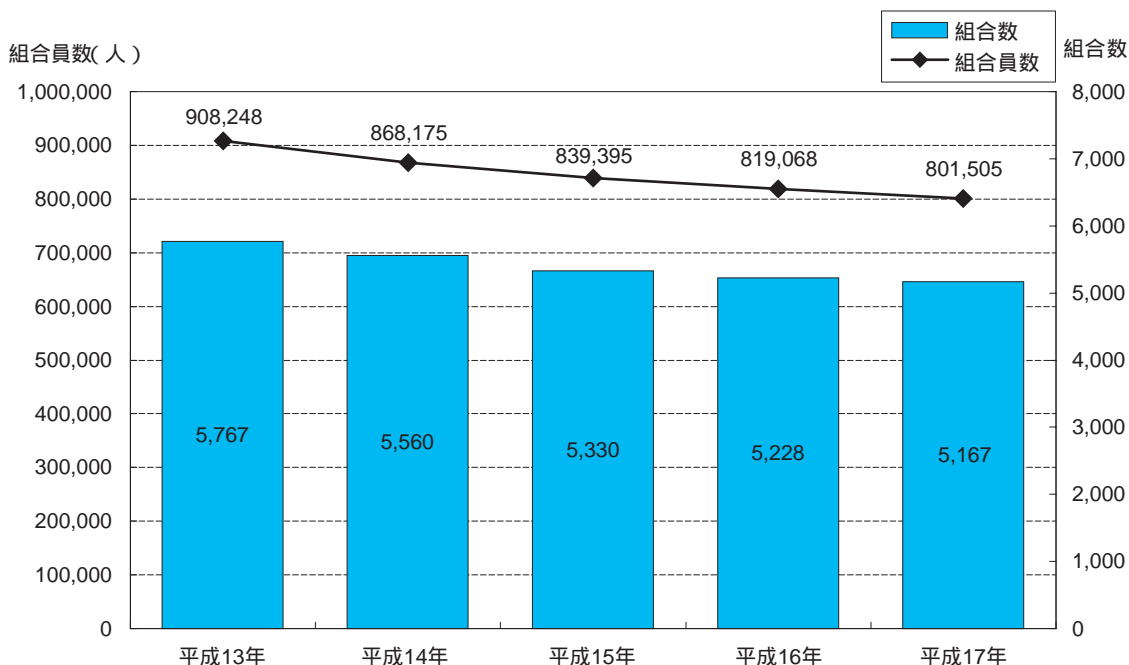
大阪府総合労働事務所が、平成17年6月30日現在で実施した「労働組合基礎調査」によると、府内の労働組合数は5,167組合で、前年（5,228組合）に比べて61

組合（1.2%）減少した。また、組合員数は80万1,505人で、前年（81万9,068人）に比べ1万7,563人（2.1%）減少した（図表 - 4 - 1）。

また、府内の推定組織率は19.4%となり、前年の19.9%に比べ0.5ポイント低下した。（図表 - 4 - 2）

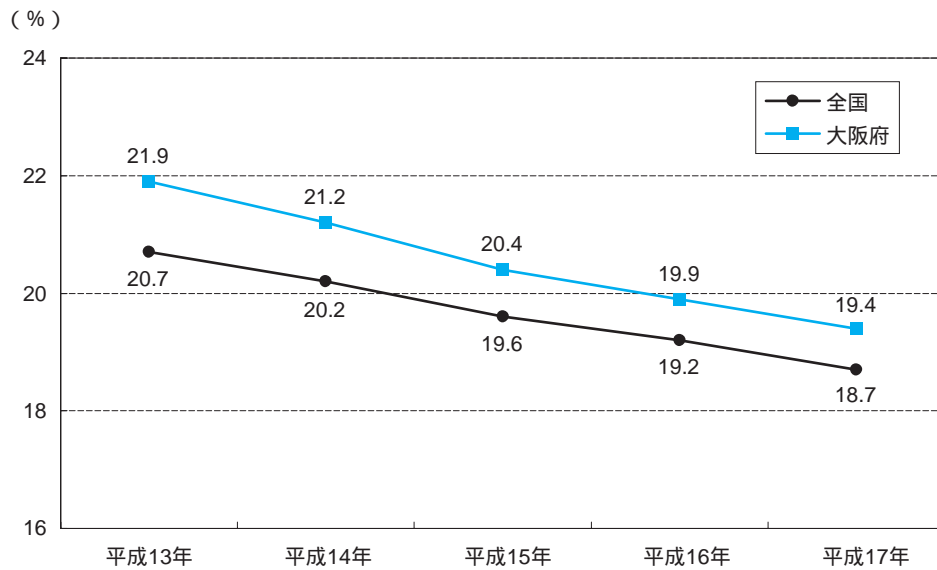
産業別の状況を見ると、労働組合員数は、製造業が21万5,331人と最も多く全体の26.9%を占めている。次いで、卸売・小売業の10万4,187人（全体の13.0%）、運輸業の9万5,493人（同11.9%）、公務の6万4,299人（同8.0%）の順となっている（図表 - 4 - 3）。

図表 - 4 - 1 労働組合数及び組合員数の推移（大阪府）



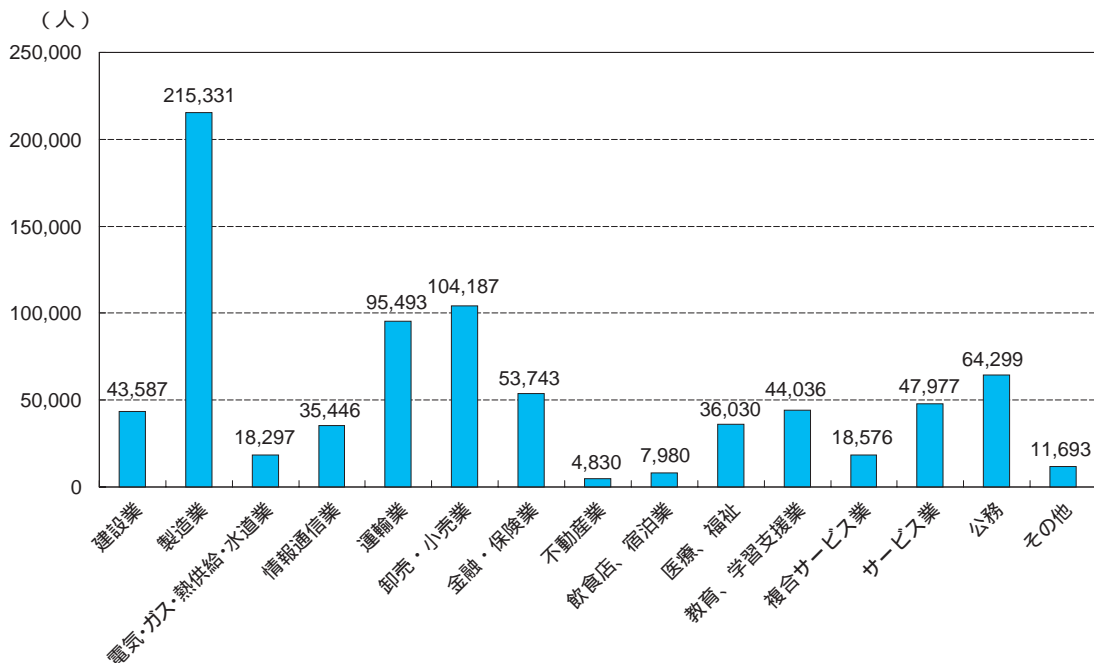
資料：大阪府商工労働部「おおさかの労働組合」。

図表 - 4 - 2 推定組織率の推移（全国・大阪府）



資料：大阪府商工労働部「おおさかの労働組合」。

図表 - 4 - 3 産業別労働組合員数（大阪府 平成17年）



資料：大阪府商工労働部「おおさかの労働組合」。

2 春季賃上げ

(1) 受結状況

大阪府総合労働事務所が平成17年5月17日時点で受結している府内の653組合のうち、受結額、平均賃金、組合員数のすべてが明らかな476組合について集計を

行った結果、受結額は、加重平均で5,198円（賃上げ率1.72%）となり、前年を額で237円、率で0.06ポイントそれぞれ上回った。また、単純平均による受結額は、4,682円（賃上げ率1.66%）となり、前年を額で271円、賃上げ率で0.09ポイントそれぞれ上回った（図表 -

図表 - 4 - 4 春季賃上げ妥結額の推移（大阪府・全国）

区分 年	大 阪 府			全 国		
	賃上げ額 (円)	平均賃金 (円)	賃上げ率 (%)	賃上げ額 (円)	平均賃金 (円)	賃上げ率 (%)
平成15年	4,836 (4,248)	296,628 (281,118)	1.63 (1.51)	5,233	321,308	1.63
平成16年	4,961 (4,411)	299,300 (280,935)	1.66 (1.57)	5,348	319,788	1.67
平成17年	5,198 (4,682)	302,630 (282,720)	1.72 (1.66)	5,422	316,940	1.71
備 考	府内労働組合のうち、妥結額等を把握できた組合の加重平均 ()内は単純平均			全国主要企業(資本金10億円以上・従業員規模1000人以上で労働組合がある企業)のうち、妥結額等を把握できた企業の加重平均		

資料：大阪府（大阪府商工労働部調）、
全国（厚生労働省調）

4 - 4 ）。

加重平均による妥結額・賃上げ率ともに2年連続で前年を上回り、妥結額も3年ぶりに5千円台を回復した。

妥結額を産業別にみると、製造業が5,449円で前年度を229円、非製造業が4,783円で前年を493円上回るなど、ともに前年の妥結額を上回る結果となった。賃上げ率で全産業の平均賃上げ率（1.72%）を上回った産業は、「出版・印刷・同関連」（1.96%）「医療、福祉、教育、学習支援業」（1.90%）「一般機械器具」（1.88%）「輸送用機械器具」（1.87%）「電気機械器具」

（1.86%）等で、下回ったものは「運輸業」（1.21%）「プラスチック製品」（1.19%）等となり、産業別でばらつきがみられた（図表 - 4 - 5）。

また、妥結額を企業規模別にみると、「1,000人以上（大手組合）」の妥結額を100とした場合、「300～999人（中堅組合）」が85.5（対前年度比1.8ポイント増）、「300人未満（中小組合）」が78.1（対前年度比2.7ポイント増）となり、大手組合との妥結額の規模間格差は中堅・中小組合ともに縮小する結果となった（図表 - 4 - 6）。

図表 - 4 - 5 産業別妥結状況（大阪府 加重平均）

	平成17年		平成16年		対前年同時期比較	
	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	妥結額 (円)	賃上げ率 (ポイント)
全 産 業	5,198	1.72	4,961	1.66	237	0.06
製 造 業	5,449	1.81	5,220	1.74	229	0.07
食料品・たばこ	5,273	1.81	4,953	1.66	320	0.15
繊維、衣服	4,771	1.82	4,776	1.80	5	0.02
木材、家具・装飾品	3,350	1.19	4,108	1.54	758	0.35
パルプ・紙・紙加工品	4,172	1.51	3,785	1.37	387	0.14
出版・印刷・同関連	6,348	1.96	7,152	1.98	804	0.02
うち、新聞・出版	6,879	2.05	8,950	2.16	2,071	0.11
うち、印刷・その他	4,453	1.58	4,376	1.56	77	0.02
化学	6,498	1.82	6,250	1.83	248	0.01
石油・石炭製品						
プラスチック製品	2,972	1.19	3,745	1.50	773	0.31
ゴム、皮革製品	x	x	x	x	-	-
窯業・土石製品	x	x	5,331	1.85	-	-
鉄鋼	5,164	1.84	4,532	1.57	632	0.27
非鉄金属	3,904	1.43	3,847	1.38	57	0.05
金属製品	4,035	1.46	4,131	1.54	96	0.08
一般機械器具	5,557	1.88	5,106	1.71	451	0.17
電気機械器具	5,230	1.86	5,590	2.06	360	0.20
情報通信機械器具						
電子部品・デバイス						
輸送用機械器具	5,044	1.87	4,756	1.74	288	0.13
精密機械器具	4,367	1.48	3,012	1.23	1,355	0.25
その他の製造	6,208	2.03	5,972	2.15	236	0.12
非 製 造 業	4,783	1.56	4,290	1.44	493	0.12
農林水産業・鉱業	x	x	-	-	-	-
建設業	5,259	1.85	4,739	1.53	520	0.32
電気・ガス・熱供給・水道業	x	x	-	-	-	-
情報通信業						
運輸業	3,765	1.21	3,739	1.18	26	0.03
うち、私鉄・バス	4,046	1.27	4,306	1.29	260	0.02
うち、道路貨物輸送	1,746	0.67	x	x	-	-
うち、その他	2,968	1.14	1,973	0.76	995	0.38
卸売・小売業	4,458	1.63	4,354	1.54	104	0.09
金融・保険業、不動産業	5,156	1.39	-	-	-	-
うち、金融・保険業	x	x	-	-	-	-
うち、不動産業	x	x	-	-	-	-
飲食店、宿泊業						
医療、福祉、教育、学習支援業	5,713	1.90	-	-	-	-
うち、医療・福祉	5,796	1.93	5,259	1.86	537	0.07
うち、教育・学習支援業	4,545	1.57	x	x	-	-
複合サービス業、サービス業	4,969	1.87	-	-	-	-
うち、複合サービス業						
うち、自動車整備・機械修理	x	x	x	x	-	-
うち、賃貸・広告業	-	-	x	x	-	-
うち、その他	x	x	7,422	2.22	-	-

資料：大阪府商工労働部調。

(注) 集計組合が1又は2の場合は、当該の個別情報を秘匿するために「x」で表示しています。

また、秘匿した数字が差し引き計算により判明する場合には、さらに他の箇所を「x」で表示しています。

図表 - 4 - 6 企業規模別妥結状況（大阪府 加重平均）

企業規模	集計数		妥結額		賃上げ率		対前年同時期比較	
	平成17年 (件)	平成16年 (件)	平成17年 (円)	平成16年 (円)	平成17年 (%)	平成16年 (%)	妥結額 (円)	賃上げ率 (ポイント)
300人未満	263	242	4,317 (78.1)	4,070 (75.4)	1.61	1.53	247	0.08
300～999人	91	96	4,722 (85.5)	4,519 (83.7)	1.71	1.62	203	0.09
1,000人以上	122	108	5,526 (100.0)	5,401 (100.0)	2.06	1.70	125	0.36
総加重平均	476	446	5,198	4,961	1.72	1.66	237	0.06
総単純平均	476	446	4,682	4,411	1.66	1.57	271	0.09

資料：大阪府商工労働部調。

(注) () は企業規模「1,000人以上」の妥結額を100とした場合の値。

3 夏季・年末一時金

(1) 夏季一時金

大阪府総合労働事務所が平成17年7月1日時点で妥結している府内の654組合のうち、妥結額、平均賃金、組合員数のすべてが明らかな453組合について集計を行った結果、妥結額は加重平均で72万8,119円(2.36カ月)となり、前年を額で4万9,066円、支給月数で0.17カ月上回った。また、単純平均では、60万4,422円(2.10カ月)となり、前年を額で3万6,713円、支給月数で0.12カ月上回った。

加重平均による集計結果では、4年ぶりに妥結額が70万円台を回復するとともに、額・月数とも、対前年比において3年連続のプラスとなった(図表 - 4 - 7)。

(2) 年末一時金

大阪府総合労働事務所が平成17年12月1日時点で妥結している府内の713組合のうち、妥結額、平均賃金、組合員数のすべてが明らかな492組合について集計を行った結果、妥結額は加重平均で73万5,383円(2.38カ月)となり、前年を額で1万8,972円、支給月数で0.07カ月上回った。また、単純平均では、64万3,485円(2.21カ月)となり、前年を額で3万6,014円、支給月数で0.10カ月上回った。

加重平均による集計結果では、額、月数とも、対前年比において3年連続のプラスとなった(図表 - 4 - 8)。

図表 - 4 - 7 夏季一時金妥結額の推移（全国・大阪府）

年	区分	大阪府			全国		
		妥結額 (円)	伸び率 (%)	支給月数 (か月)	妥結額 (円)	伸び率 (%)	支給月数 (か月)
平成15年		533,621 (667,546)	1.4 (3.1)	1.87 (2.12)	432,149	1.7	1.72
平成16年		567,709 (679,053)	6.4 (1.7)	1.98 (2.19)	451,090	3.0	1.79
平成17年		604,422 (728,119)	6.5 (7.2)	2.10 (2.36)	466,764	3.1	1.83

資料：大阪府（大阪府商工労働部調） 全国（厚生労働省調）。

(注) 大阪府の()内数字は加重平均。

全国の数値は、中小・中堅企業（企業規模1000人未満）の数値（単純平均）。

全国数値の伸び率は、集計対象企業のうち、前年と比較できる企業についての前年比を算出したものであり、今回の集計対象の妥結額と前回の集計企業の妥結額を単純に比較した前年比と一致しない。

図表 - 4 - 8 年末一時金受結額の推移（全国・大阪府）

年	大阪府			全国		
	受結額 (円)	伸び率 (%)	支給月数 (か月)	受結額 (円)	伸び率 (%)	支給月数 (か月)
平成15年	576,179 (707,967)	1.6 (4.5)	2.00 (2.25)	461,381	1.0	1.84
平成16年	607,471 (716,411)	5.4 (1.2)	2.11 (2.31)	481,498	2.5	1.91
平成17年	643,485 (735,383)	5.9 (2.6)	2.21 (2.38)	492,389	2.0	1.95

資料：大阪府（大阪府商工労働部調） 全国（厚生労働省調）。

（注）大阪府の（ ）内数字は加重平均。

全国の数値は、中小・中堅企業（企業規模1000人未満）の数値（単純平均）。

全国数値の伸び率は、集計対象企業のうち、前年と比較できる企業についての前年比を算出したものであり、今回の集計対象の受結額と前回の集計企業の受結額を単純に比較した前年比と一致しない。

各労働団体の動き

各労働団体は、景気回復基調が続く中、「雇用確保と、企業における好業績の賃金・労働条件への配分」を最大の課題とし、非正規労働者の均等待遇実現や働くルールの確立などの活動を展開した。

(1) 連合大阪

大会における運動方針

連合大阪は、平成17年10月28日に開催した第12回定期大会において、2006年から2007年度の運動方針を決定した。運動の基調として、「経済のグローバル化が急激な勢いで進行するとともに、パート労働者等の不安定な雇用が拡大し、所得・生活の二極化が大きく現れてきている社会状況への対応」を運動方針の基本にするとしている。また、連合大阪は、「労働組合の果たすべき基本的な責務である『働く者の雇用と生活を守る』」ため、「『労働運動の改革・再生、活力ある豊かな大阪づくり』という労働運動（連合大阪結成）の原点に立ち返り」、「大阪におけるローカルセンターであるとの自覚のもとに、『組織拡大、政策制度要求の実現、中小・地場組合への支援、政治活動』等の運動を府域・地域において推進し、運動団体としての役割と責任を果たしていく」とした。

運動推進の基本は、「労働者の共感を得る『政策』の確立であり、『行動力』」であるとし、「挑戦する連合大阪」「闘う連合大阪」を「不変のものとし、引き続き堅持していく。」としている。

さらに、重点運動として次の4点を掲げている。

- ア) 50万連合大阪に向けた組織拡大
- イ) 安定雇用・暮らし等の政策制度要求の実現
- ウ) 中小・地場の労働組合（企業）支援
- エ) 政治活動・選挙対策の取組みと社会運動の強化

主な活動内容

政策制度運動に関しては、大阪府をはじめ府内各市町村に対して、予算編成に関する要請を行った。また、「大阪雇用対策会議」では、3カ年計画で実施した「12万人緊急雇用創出プラン」の終了に伴い、今後の大阪の雇用状況の改善に向け、就職・就労に支援を必要とする者を対象とした「雇用・就労支援プログラム」の内容について確認するとともに、公労使がより連携を深めながら取組を進めること等を確認した。さらに、ワークルールの確立に向け、パート労働者等の均等待遇実現に向けた集会や国、府、市町村への要請等を行った。

中小労働運動に関しては、春闘生活闘争の一環として中小企業労働者やパート・派遣労働者等の

賃金・労働条件の格差是正を課題とする取組みを行った。

男女平等運動に関しては、「間接差別禁止」「同一価値労働同一賃金実現」に向け、ILO110号条約・175号条約早期批准に向けた意見書採択の取組み、「男女雇用機会均等法」の抜本改正への取組み、「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画策定に向けた取組みを行うとともに、「労働組合への女性参画促進連合大阪第三次行動計画」を策定した。

社会運動関係では、「京都府への災害救援ボランティア派遣」「台風・地震災害への義援金」として、連合京都、同兵庫、同新潟、同三重、同岐阜に義援金を送るとともに、「アジア・アフリカ支援米」を作り、食糧不足に苦しむ人々の支援を行うほか、海外労組との交流等を行った。

(2) 大阪労連

大会における基本方針

大阪労連は、平成17年9月23日に開催した第31回定期大会において、「憲法改悪と増税計画の阻止」「組織の拡大と強化」「賃金底上げ・パートの均等待遇・公契約の実現」「労働契約法制反対、男女雇用機会均等法を男女雇用平等法に」というスローガンのもとに、国民総決起型の運動を追求するとして、次の点を具体的な課題として掲げ、取組んだ。

ア)賃金格差と成果主義賃金を許さない賃金闘争 イ)パート・派遣・請負労働者の大幅賃上げと均等待遇の実現、ウ)最低賃金引き上げと全国一律最低賃金の実現、エ)公契約法(条例)制定をめざす運動の強化、オ)男女雇用平等法実現、カ)労働契約法制阻止、労働時間短縮のたたかい、キ)「指定管理者制度」など自治体民営化反対のたたかい、ク)社会保障拡充とサラリーマン増税反対、ケ)「戦争する国づくり」への道をストップさせるための取組みなど。

主な活動内容

賃金底上げ運動では、「誰でも1万円以上の賃上げ」を掲げるとともに、時間給で働くすべての労働者の賃金を「時給を1,000円以上」に引上げることをめざした宣伝や申し入れを行った。

パートタイム労働者等の均等待遇実現をめざす取組みでは「均等待遇めざす単組の取組み状況アンケート」を行い、実態の把握に努めた。

憲法改悪阻止の運動では、「大阪労連憲法改悪阻止闘争本部委員会」を中心として、学習会の開催や署名活動などに取組んだ。

組織拡大・強化の推進としては、非正規労働者や青年労働者の組織化に重点を置き、組織拡大月間を設けて新規組合結成や組合員の新規加盟などの実現に取組んだ。

労働契約法制反対・男女雇用平等法実現のたたかいでは、委員会を立ち上げ、「職場実態アンケート」の実施などに取組んだ。

また、大阪府に対しては、「女性施策にかかわる要請書」「争議の早期解決支援を求める要請書」「公契約における公正な賃金等労働条件確保に関する要請書」等の要求提出がなされた。

(3) 大阪全労協

大会における基本方針

平成17年7月23日に第16回定期大会を開催し、「昨年独自活動と確認したゆうメイトの組織化と全労協護法労組の闘いを今後も重点課題として取り組むこと」「JR尼崎事故の本質的な原因(民営化による利益第一主義)を明らかにすること」などを決定した。

主な活動内容

前述の取組みのほか、大阪電通合同労組が行うNTTの合理化反対の闘い、大阪教育合同労組が行う臨時講師の雇用継続の闘い、ゼネラルユニオンが行う外国人講師の雇い止めや社会保険未加入問題のたたかいなどを支援するとともに、おおさかユニオンネットワークとともに争議組合の支援、反戦の闘い、教科書採択など社会的な課題に対する取組みを行った。

春季賃上げ時の労使の主張

連合は、2005年春季生活闘争を「危機的状況にあったマクロ経済の回復過程における取り組み」と位置づけ、「マクロの分配是正、とりわけ、家計への適正な所得移転の実現と低所得者への対応強化のため、労働者全体の労働諸条件底上げと交渉

結果の波及を目指す。」とし、次の4つのミニマム運動課題（すべての組合が取組む課題）を設定した。

「賃金カーブの確保」と賃金カーブ維持分の労使確認

規模間や男女間の格差是正、均等待遇の実現に向けた継続的な取組み

全従業員対象の企業内最低賃金の協定化

労働時間管理の協定化

賃金改定への取組みとしては、「すべての組合は、賃金カーブの確保とカーブ維持分の労使確認に取り組む。特に、情勢変化を前向きに捉え、可能な限り積極的に純ペアを要求し、その獲得を目指す。」とした。また、「規模間格差の拡大傾向に歯止めをかけ、賃金の底上げを図るため、中小・地場共闘を強化する。」とし、格差是正のための水準目標値を「35歳所定内賃金230,000円以上」とし、さらに、賃上げ目安として、「賃金カーブの算定が可能な組合は『賃金カーブの確保とカーブ維持分の労使確認 + 500円（格差是正分）』、賃金カーブ維持分の算定が困難な組合は『5,700円 = 5,200円（賃金カーブの確保相当額） + 500円（格差是正分）』」とした。

また、パート労働者等の待遇改善として、「時間当たり賃金の10円以上上げに取組む」とし、さらに、「すべての組合は、パート労働者を含む

全従業員対象の企業内最低賃金協定（時間額表示・到達目標840円以上、最低到達目標790円以上）の締結と改善を図る」等とした。

次に、全労連は、統一要求目標で賃金底上げ要求として、「誰でも・どこでも月額10,000円以上上げる。」、日給・時間給で働く労働者の要求として、「誰でも・どこでも時間額50円以上上げる。」、「最低賃金を時給1,000円以上、日額7,400円以上、月額150,000円以上とする。」等とした。

一方、日本経団連が発表した「2005年版経営労働政策委員会報告」によると、経営者側の基本姿勢として、前年の「ベースダウンもあり得る」という表現から一転し、「業績の回復がみられる企業は働く人の努力に対して積極的に報いる必要がある。」とした。しかし、企業経営の中長期的な見通しが立ちにくくなっていることから、長期的な固定経費の増加につながるベースアップは基本的に困難とし、「その方法はもっぱら賞与への適正な反映でなければならない。」とする一方で、「個別企業において各労使の責任のもとで水準を引き上げることは、それぞれの判断において自由である。」とした。春闘の意義について、2年前から継続し、「『春闘』はすでに終焉した。今後は、春季の労使討議の場として『春討』が継続・発展することに期待したい。」との見解を示している。

4 大阪府労働委員会の動き

(1) 調整事件

概説

平成17年に新規に係属した調整事件数は55件で、前年より10件の増加となった。

労働争議の調整機能としては「あっせん」「調停」「仲裁」の三つに分かれるが、平成17年は、全てが簡易な調整制度である「あっせん」(前年比11件増)であった。

また、取扱件数は、前年からの繰越件数5件と併せて60件であり、終結件数は49件で、11件が翌年に繰越しとなった(図表 - 4 - 9)。

当事者

新規係属した調整事件を申請者別にみると、「組合側申請」が54件、「使用者側」申請が1件であった。

次に、企業規模別にみると、例年と同様、従業員「300人未満」が41件(74.5%)と多数を占めている(図表 - 4 - 10)。

また、産業分類別にみると、「運輸業」が11件(20.0%)、次いで「製造業」が9件(16.4%)、「教育、学習支援業」が8件(14.5%)と続いている(図表 - 4 - 11)。

図表 - 4 - 9 調整事件取扱状況の推移(大阪府)

区 分	平成15年		平成16年		平成17年	
	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
前年からの繰越件数	5	7.8	6	11.8	5	8.3
新規申請件数	59	92.2	45	88.2	55	91.7
合 計	64	100.0	51	100.0	60	100.0
終 結 件 数	58	90.6	46	90.2	49	81.7
翌年への繰越件数	6	9.4	5	9.8	11	18.3

資料：大阪府労働委員会調。

図表 - 4 - 10 企業規模別申請件数(大阪府)

区 分	平成15年		平成16年		平成17年	
	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
49人以下	25	42.4	17	37.8	22	40.0
50人～99人	7	11.9	7	15.6	8	14.5
100人～299人	8	13.6	11	24.4	11	20.0
300人～499人	5	8.5	2	4.4	3	5.5
500人～999人	4	6.8	3	6.7	3	5.5
1,000人～1,999人	2	3.4	3	6.7	1	1.8
2,000人～4,999人	7	11.9	1	2.2	7	12.7
5,000人以上	1	1.7	1	2.2	0	0.0
合 計	59	100.0	45	100.0	55	100.0

資料：大阪府労働委員会調。

図表 - 4 - 11 産業分類別申請件数（大阪府）

区 分		平成15年		平成16年		平成17年	
		件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
建 設 業		1	1.7	1	2.2	2	3.6
製 造 業	織 維 ・ 衣 料	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	印 刷	0	0.0	3	6.7	0	0.0
	化 学	1	1.7	1	2.2	2	3.6
	金 属 製 品	1	1.7	0	0.0	0	0.0
	機 械 器 具	2	3.4	0	0.0	1	1.8
	そ の 他	7	11.9	3	6.7	6	10.9
	小 計	11	18.6	7	15.6	9	16.4
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		0	0.0	1	2.2	0	0.0
情 報 通 信 業		1	1.7	0	0.0	3	5.5
運 輸 業	道 路 旅 客 運 送	3	5.1	2	4.4	1	1.8
	道 路 貨 物 運 送	7	11.9	6	13.3	5	9.1
	そ の 他	1	1.7	2	4.4	5	9.1
	小 計	11	18.6	10	22.2	11	20.0
卸 売 ・ 小 売 業		6	10.2	4	8.9	7	12.7
金 融 ・ 保 険 業		1	1.7	1	2.2	3	5.5
不 動 産 業		0	0.0	0	0.0	0	0.0
飲 食 店 、 宿 泊 業		2	3.4	1	2.2	1	1.8
医 療 、 福 祉		5	8.5	3	6.7	5	9.1
教 育 、 学 習 支 援 業		10	16.9	5	11.1	8	14.5
複 合 サ ー ビ ス 事 業		0	0.0	1	2.2	0	0.0
サ ー ビ ス 業		11	18.6	10	22.2	6	10.9
そ の 他		0	0.0	1	2.2	0	0.0
合 計		59	100.0	45	100.0	55	100.0

資料：大阪府労働委員会調。

その他は、農業、林業、漁業、鉱業、公務、分類不能の産業の合計とする。

事件内容

新規の調整事件の内容を事項別にみると（1件の申請で複数の内容にわたるものがあるため、申請件数とは一致しない）、「賃金等」に関するものが33件（34.0%）と最も多く、次いで、「経営・人事」が22件

（22.7%）、「団交促進」が20件（20.6%）などとなっている。

また、申請件数1件当たりの調整事項数は1.8項目で、前年（1.7項目）より若干増加している（図表 - 4 - 12）。

図表 - 4 - 12 調整事項別申請件数（大阪府）

区 分		平成15年		平成16年		平成17年	
		件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
組合承認・組合活動		5	4.3	0	0.0	3	3.1
協約締結・全面改定		4	3.5	1	1.4	0	0.0
協約効力・解釈		2	1.7	1	1.4	1	1.0
賃 金 等	賃金増額	6	5.2	5	6.9	2	2.1
	一時金	4	3.5	4	5.6	9	9.3
	諸手当	3	2.6	2	2.8	9	9.3
	その他賃金に関する事項	13	11.3	7	9.7	6	6.2
	退職一時金・年金	1	0.9	5	6.9	7	7.2
	解雇手当・休業手当	2	1.7	1	1.4	0	0.0
	小計	29	25.2	24	33.3	33	34.0
給 与 以 外 の 労 働 条 件	労働時間	2	1.7	1	1.4	0	0.0
	休日・休暇	2	1.7	1	1.4	1	1.0
	作業方法の変更	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	定年制	1	0.9	0	0.0	0	0.0
	その他の労働条件	4	3.5	4	5.6	5	5.2
	小計	9	7.8	6	8.3	6	6.2
経 営 ・ 人 事	事業休廃止・縮小	1	0.9	2	2.8	0	0.0
	企業合併・営業譲渡	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	人員整理	3	2.6	0	0.0	0	0.0
	配置転換	4	3.5	1	1.4	4	4.1
	解雇	15	13.0	12	16.7	11	11.3
	その他経営人事	9	7.8	7	9.7	7	7.2
	小計	32	27.8	22	30.6	22	22.7
福利厚生		2	1.7	0	0.0	0	0.0
団交促進		25	21.7	18	25.0	20	20.6
事前協議制		2	1.7	0	0.0	2	2.1
その他		5	4.3	0	0.0	10	10.3
合計		115	100.0	72	100.0	97	100.0

資料：大阪府労働委員会調。

(注) 1件の申請で複数の内容にわたるものがあるため、本表の合計は申請件数と一致しない。

終結状況

終結状況についてみると、平成17年中に終結した調整事件は、前年の繰り越しを含め49件であり、これを終結態様別にみると、「取下げ」が23件（46.9%）、「調整による解決」が22件（44.9%）、「不調・打切り」が4件（8.2%）となっている。

また、実際に調整を行った事件について、その解決率をみると、平成17年は84.6%であり、前年（73.1%）を11.5ポイント上回った（図表 - 4 - 13）。

(2) 審査事件

概要

平成17年に不当労働行為（労働組合法第7条違反）

として救済申立てのあった事件（審査事件）数は56件で、前年（71件）より15件の減少となった。

また、同年中の取扱件数は前年からの繰り越し152件と併せて208件であり、終結件数は99件で、109件が翌年に繰り越しとなった（図表 - 4 - 14）。

当事者

新規申立てのあった審査事件を申立人別にみると、56件中、「組合」が53件（94.6%）、「組合・個人連名」が3件（5.4%）となっている。

次に、企業規模別にみると、例年と同様、従業員「300人未満」が32件（57.1%）と多数を占めている（図表 - 4 - 15）。

図表 - 4 - 13 調整事件終結状況の推移（大阪府）

区 分	平成15年		平成16年		平成17年	
	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
調整開始前取下げ	28	48.3	18	39.1	21	42.9
調整開始後取下げ	2	3.4	2	4.3	2	4.1
調整による解決(A)	23	39.7	19	41.3	22	44.9
不調・打切り(B)	5	8.6	7	15.2	4	8.2
不 開 始	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	58	100.0	46	100.0	49	100.0
解決率(A / A+B)	82.1%		73.1%		84.6%	

資料：大阪府労働委員会調。

図表 - 4 - 14 審査事件取扱状況の推移（大阪府）

区 分	平成15年		平成16年		平成17年	
	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
前年からの繰越件数	196	68.1	184	72.2	152	73.1
新規申立件数	92	31.9	71	27.8	56	26.9
合計(取扱件数)	288	100.0	255	100.0	208	100.0
終 結 件 数	104	36.1	103	40.4	99	47.6
翌年への繰越件数	184	63.9	152	59.6	109	52.4

資料：大阪府労働委員会調。

図表 - 4 - 15 企業規模別申立件数（大阪府）

区 分	平成15年		平成16年		平成17年	
	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
49人以下	32	34.8	25	35.2	12	21.4
50人～99人	13	14.1	7	9.9	11	19.6
100人～299人	13	14.1	15	21.1	9	16.1
300人～499人	7	7.6	3	4.2	1	1.8
500人～999人	4	4.3	5	7.0	6	10.7
1,000人～1,999人	5	5.4	3	4.2	4	7.1
2,000人～4,999人	16	17.4	8	11.3	6	10.7
5,000人以上	2	2.2	5	7.0	7	12.5
合 計	92	100.0	71	100.0	56	100.0

資料：大阪府労働委員会調。

また、産業分類別にみると、「製造業」が12件（21.4%）と最も多く、次いで「運輸業」が10件（17.9%）、「医療、福祉」が8件（14.3%）、「卸売・小売業」、「教育、学習支援業」、「サービス業」が各6件（10.7%）と続いている（図表 - 4 - 16）。

事件内容

新規の審査事件を労働組合法第7条の各号別にみると（1件の申立てで各号にわたるものがあるため、合計は申立件数と一致しない）、1号事件（組合活動を理由とする不利益取扱い等）24件（25.0%）では、2号事件（団体交渉拒否）が44件（45.8%）、3号事件（労働組合の結成・運営に関する支配介入等）27件（28.1%）、4号事件（不当労働行為救済申立て等を理由とした不利益取扱い）が1件（1.0%）となっている（図表 - 4 - 17）。

また、具体的内訳を見ると、1号事件では、組合員であることによる不利益取扱い（解雇を除く）が13件で大半を占め、3号事件では、「組合運営」に対する使用者の支配介入25件が最も多い（図表 - 4 - 18）。

終結状況

終結状況についてみると、取扱件数208件のうち、平成17年中に終結した審査事件数は99件で、終結率（取扱件数に占める終結件数の割合）は47.6%となった。

また、終結態様別にみると、「取下げ」（申立人の都

合で取り下げられたもの）16件（16.2%）、「関与和解」（労働委員会の関与により和解したもの）30件（30.3%）、「無関与和解」（当事者間で自主的に解決したもの）10件（10.1%）、「命令・決定」（救済若しくは棄却決定又は却下決定が交付されたもの）により終結した事件数は43件（43.4%）で、その内訳は、「全部救済」が19件（19.2%）、「一部救済」が11件（11.1%）、「棄却」が10件（10.1%）、「却下」が3件（3.0%）となっている。（図表 - 4 - 19）

「命令・決定」による終結件数の43件には併合事件が含まれるため、実際に命令書を交付した件数は28件となっている。これら28件のうち、平成17年中に中央労働委員会へ再審査が申し立てられたものが20件、行政訴訟が提起されたものが2件、再審査申立て及び行政訴訟提起がなされず大阪府労働委員会の命令が確定したもの（再審査申立て及び行政訴訟提起の期間中のものを含む）が7件であった。なお、再審査申立て及び行政訴訟ともになされたものが1件あった。

5 労働相談

大阪府商工労働部に寄せられた労働者や事業主などからの労働相談の状況をみると、平成17年度は1万1,713件で前年に比べ608件、4.9%減となったが、8年連続で1万件を超えた（図表 - 4 - 20）。

内容についてみると、「解雇された」「労働契約」「賃金を払ってくれない」といった『労働条件』に関する相談が7,353件（構成比62.8%）と最も多く、次の

図表 - 4 - 16 産業分類別申請件数（大阪府）

区 分		平成15年		平成16年		平成17年	
		件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
建 設 業		4	4.3	3	4.2	1	1.8
製 造 業	織 維 ・ 衣 料	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	印 刷	1	1.1	0	0.0	0	0.0
	化 学	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	金 属 製 品	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	機 械 器 具	5	5.4	8	11.3	0	0.0
	そ の 他	15	16.3	10	14.1	12	21.4
	小 計	21	22.8	18	25.4	12	21.4
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		0	0.0	0	0.0	0	0.0
情 報 通 信 業		4	4.3	3	4.2	2	3.6
運 輸 業	道 路 旅 客 運 送	3	3.3	4	5.6	6	10.7
	道 路 貨 物 運 送	8	8.7	7	9.9	2	3.6
	そ の 他	2	2.2	2	2.8	2	3.6
	小 計	13	14.1	13	18.3	10	17.9
卸 売 ・ 小 売 業		13	14.1	10	14.1	6	10.7
金 融 ・ 保 険 業		2	2.2	1	1.4	0	0.0
不 動 産 業		2	2.2	0	0.0	1	1.8
飲 食 店 、 宿 泊 業		1	1.1	1	1.4	1	1.8
医 療 、 福 祉		6	6.5	4	5.6	8	14.3
教 育 、 学 習 支 援 業		11	12.0	2	2.8	6	10.7
複 合 サ ー ビ ス 事 業		1	1.1	2	2.8	1	1.8
サ ー ビ ス 業		11	12.0	11	15.5	6	10.7
そ の 他		3	3.3	3	4.2	2	3.6
合 計		92	100.0	71	100.0	56	100.0

資料：大阪府労働委員会調。

その他は、農業、林業、漁業、鉱業、公務、分類不能の産業の合計とする。

図表 - 4 - 17 労働組合法第7条各号別申立件数

区 分		平成15年		平成16年		平成17年	
		件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
1	号	56	30.8	40	32.0	24	25.0
2	号	70	38.5	45	36.0	44	45.8
3	号	50	27.5	37	29.6	27	28.1
4	号	6	3.3	3	2.4	1	1.0
合 計		182	100.0	125	100.0	96	100.0

資料：大阪府労働委員会調。

(注) 1件の申立てで多くの内容にわたるものがあるため、本表の申立件数は他表の申立件数と一致しない。

図表 - 4 - 18 労働組合法第7条各号内容別申立件数

区分			平成15年		平成16年		平成17年	
			件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
1号	解雇	組合員であること	12	6.6	11	8.4	2	2.0
		組合加入	3	1.6	2	1.5	0	0.0
		組合結成	1	0.5	1	0.8	0	0.0
		組合活動	0	0.0	0	0.0	2	2.0
	その他不利益取扱い	組合員であること	31	16.9	23	17.6	13	13.0
		組合加入	6	3.3	6	4.6	7	7.0
		組合結成	1	0.5	2	1.5	0	0.0
		組合活動	3	1.6	1	0.8	3	3.0
		黄犬契約	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2号	団体交渉拒否	70	38.3	45	34.4	44	44.0	
3号	支配介入	組合結成	0	0.0	1	0.8	3	3.0
		組合運営	50	27.3	36	27.5	25	25.0
	経費上の援助	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
4号	不当労働行為救済申立て等にかかる不利益取扱い	6	3.3	3	2.3	1	1.0	
合計			183	100.0	131	100.0	100	100.0

資料：大阪府労働委員会調。

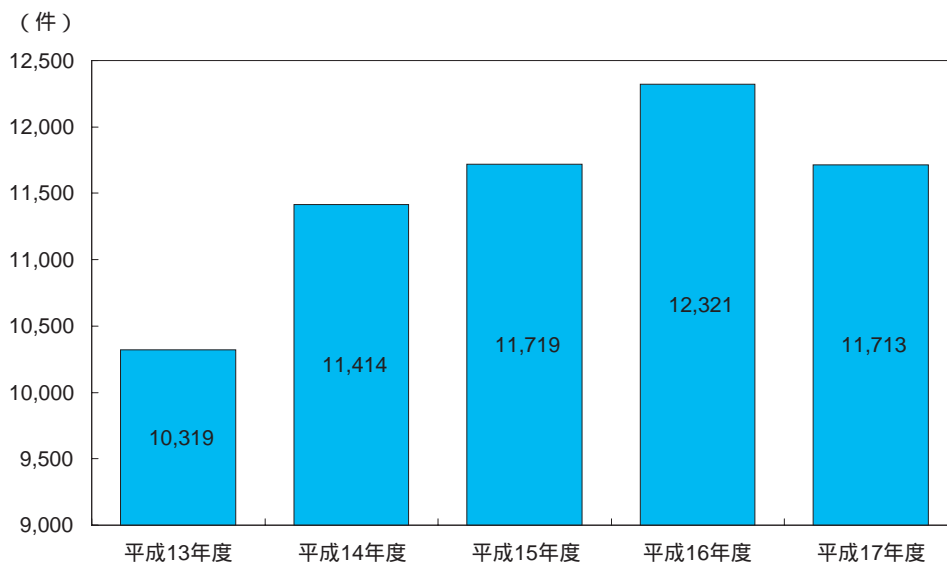
(注) 1件の申立てで多くの内容にわたるものがあるため、本表の申立件数は他表の申立件数と一致しない。
また、同理由により、本表における各号別の合計件数についても、図表 - 4 - 17と一致しない。

図表 - 4 - 19 終結態様別終結件数(大阪府)

区分			平成15年		平成16年		平成17年	
			件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)
移	送	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
却	下	2	1.9	2	1.9	3	3.0	
取	下	18	17.3	7	6.8	16	16.2	
和解	関与和解	28	26.9	26	25.2	30	30.3	
	無関与和解	21	20.2	13	12.6	10	10.1	
	小計	49	47.1	39	37.9	40	40.4	
命令	全部救済	7	6.7	12	11.7	19	19.2	
	一部救済	11	10.6	13	12.6	11	11.1	
	棄却	17	16.3	30	29.1	10	10.1	
	小計	35	33.7	55	53.4	40	40.4	
合計 (A)			104	100.0	103	100.0	99	100.0
取扱件数 (B)			288		255		208	
終結率 (A/B)			36.1%		40.4%		47.6%	

資料：大阪府労働委員会調。

図表 - 4 - 20 年間労働相談件数の推移（大阪府）



資料：大阪府商工労働部調。

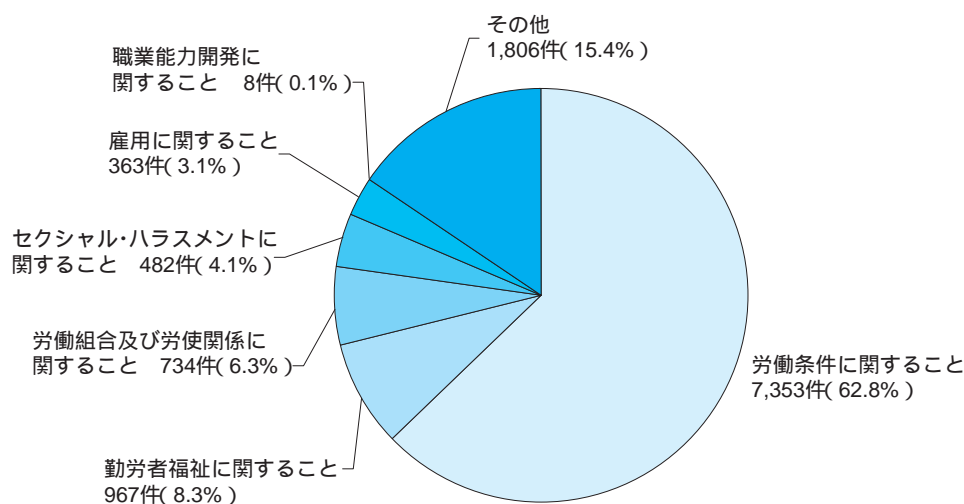
で「雇用保険（失業給付）等について知りたい」といった『勤労者福祉』に関する相談が967件（同8.3%）となっており、厳しい労働環境や、雇用形態の多様化を反映した相談が多くなっている。なお、職場におけるセクシャル・ハラスメントに関する相談は、482件（同4.1%）となっている（図表 - 4 - 21）。

就労状況別にみると、正規社員が6,292件（構成比53.7%）と最も多く、次いでパート・アルバイトが

1,891件（同16.1%）、使用者又は管理者が1,558件（同13.3%）となっている。また、非正規社員では、派遣労働者、契約社員からの相談が増加した（図表 - 4 - 22）。

事業所規模別にみると、10人未満が1,638件（構成比14.0%）、10～29人が1,222件（10.4%）、30～99人が1,388件（同11.9%）、100～299人が814件（同6.9%）、300人以上が1,815件（同15.5%）となり、300人未満の

図表 - 4 - 21 平成17年度労働相談の内容（大阪府）



資料：大阪府商工労働部調。

企業で5,062件（同43.2%）と規模の小さな企業の相談が多くを占めている。

また、これを前年と比較すると、300人未満で914件

減、300人以上が59件減と、規模の小さな事業所の相談が減少した。（図表 - 4 - 23）。

図表 - 4 - 22 就労状況別労働相談件数の推移（大阪府）

	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
使用者側	912	8.8%	1,172	10.3%	1,683	14.4%	1,873	15.2%	1,558	13.3%
労働者側	9,407	91.2%	10,242	89.7%	10,036	85.6%	10,448	84.8%	10,155	86.7%
正規社員	5,892	57.1%	6,302	55.2%	6,163	52.6%	6,473	52.5%	6,292	53.7%
非正規社員	2,734	26.5%	3,133	27.4%	2,933	25.0%	3,128	25.4%	3,014	25.7%
パート・アルバイト	2,004	19.4%	2,350	20.6%	1,990	17.0%	2,108	17.1%	1,891	16.1%
派遣労働者	297	2.9%	302	2.6%	320	2.7%	414	3.4%	442	3.8%
契約社員	433	4.2%	481	4.2%	623	5.3%	606	4.9%	681	5.8%
その他 ¹	428	4.1%	651	5.7%	765	6.5%	711	5.8%	768	6.6%
無職	353	3.4%	156	1.4%	175	1.5%	136	1.1%	81	0.7%
合計	10,319	100.0%	11,414	100.0%	11,719	100.0%	12,321	100.0%	11,713	100.0%

資料：大阪府商工労働部調。

1 就労状況未確認の者、請負契約など。

図表 - 4 - 23 規模別労働相談件数の推移（大阪府）

	合計	30人未満			30～99人	100～299人	300人以上	その他
		10人未満	10～29人					
平成13年度	10,319	3,672	-	-	1,420	713	690	3,824
平成14年度	11,414	3,410	-	-	1,257	974	1,379	4,394
平成15年度	11,719	3,481	-	-	1,642	925	1,393	4,278
平成16年度	12,321	3,197	1,687	1,510	1,590	1,189	1,874	4,471
平成17年度	11,713	2,860	1,638	1,222	1,388	814	1,815	4,836

資料：大阪府商工労働部調。